

除害施設に係る課税標準の特例措置 (固定資産税)

1. 特例の対象者

特例の対象者は、下水道法（昭和33年法律第79号）第12条第1項又は第12条の11第1項に規定する公共下水道を使用する者（令和6年4月1日以後に供用が開始された公共下水道の排水区域内の工場等において当該供用が開始された日以前から引き続き事業を行う者に限る。）で当該工場等に除害施設を設置するものです。

《下水道法第12条第1項の制度》

下水道の施設を保護するため、施設の機能を妨げ、又は施設を損傷するおそれのある下水を排除して公共下水道を使用する者に対し、除害施設を設けるよう条例で義務付けることができる制度

《下水道法第12条の11第1項の制度》

一定の水質基準に適合しない下水を継続して排除して公共下水道を使用する者に対し、除害施設を設けるよう条例で義務付けることができる制度

2. 特例の内容

特例の対象となる除害施設を設置した場合、固定資産税の課税標準に地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第2項第6号に定める割合（※1）を乗じることにより、固定資産税を軽減することができます。

（※1）5分の4を参酌して10分の7以上10分の9以下の範囲内において市町村の条例で定める割合

3. 特例の対象となる除害施設

特例の対象となる除害施設は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までに取得された除害施設のうち、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）附則第6条第17項で定めるもの（※2）です。

（※2）沈澱又は浮上装置、油水分離装置、中和装置、酸化又は還元装置、凝集沈澱装置、イオン交換装置

担当部署
問い合わせ先

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道企画課（直通）03-5253-8427